第　　５　　号
令和５年１２月１８日

公　　示

令和６年度輸送役務の契約希望募集要項

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長　安　部　孝　之

１　公募に付する事項
令和６年度器材・人員等の国内輸送役務及び国外輸送役務

２　応募する者等に必要な資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、非補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
ア　資本関係がある場合
次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(ｲ)について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係にある場合
次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。
(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事

その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(5)　令和４・５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の格付けをされている者。

3　説明会

(1)　日　時

ア　令和６年１月１１日（木）１０００～（会議室）

イ　令和６年１月１６日（火）１４００～（融和館）

(2)　場　所

陸上自衛隊横浜駐屯地　会議室又は融和館

(3)　説明会に参加を希望する者は、令和６年１月１０日（火）午前１２時までに第９項第１号まで連絡をすること。

(4)　公募内容についての説明会への参加は審査結果に影響を与えないが、説明会で説明があったことを聞かなかったことによる不利益は、参加しなかった者の責に帰す。

4　区分及び応募条件

(1)　船舶輸送関連

ア　国内における弾薬輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　弾薬を運送可能な危険物運送船適合証の交付を受けた船舶の借上げが可能であること。

(ｳ)　危険物の複合一貫輸送が可能であること。

イ　国内における人員、装備品等の一体輸送（その１）

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　下記の区域を運航可能な船舶の借上げ又は貸切りの船舶を運航できること。

a　船舶安全法施行規則で示す「沿海区域」の日本国内で、大東諸島及び小笠原諸島を除いた区域

b　運輸省告示第４４５号（平成７年７月２７日）で示す「限定近海区域」

c　上記ａ及びｂと先島諸島（宮古島、石垣島及び与那国島）の間

(ｳ)　人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送が可能であること。

(ｴ)　年間を通じて官側の要請に対応できる船舶を確保又は保有していること。

ウ　国内における人員、装備品等の一体輸送（その２）

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　船舶安全法施行規則で示す「沿海区域」の日本国内で、先島諸島、大東諸島及び小笠原諸島を除いた区域を運航可能な船舶の借上げ又は貸切りの船舶を運航できること。

(ｳ)　人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送が可能であること。

(ｴ)　年間を通じて官側の要請に対応できる船舶を確保又は保有していること。

エ　米国における訓練に伴う装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦と米国間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物（クラス１危険物含む）の船舶輸送が可能であること。

(ｴ)　米国におけるＤＳＰライセンスを取得できること。

(2)　航空輸送関連

ア　日豪間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦と豪州間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物の航空輸送が可能であること。

イ　日モンゴル間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦とモンゴル間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物の航空輸送が可能であること。

ウ　日ベトナム間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦とベトナム間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物の航空輸送が可能であること。

エ　日タイ間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦とタイ間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物の航空輸送が可能であること。

オ　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥに関する輸送

(ｱ)　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う人員輸送

a　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

b　２５～１３０名の人員が同時に搭乗できる国際線定期旅客機又は国際借上旅客機を確保できること。

(ｲ)　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う装備品等輸送

a　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

b　本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送が可能であること。

c　危険物の航空輸送が可能であること。

(ｳ)　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う借上貨物機による装備品等輸

ａ　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

ｂ　本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送が可能であること。

ｃ　危険物の航空輸送が可能であること。

ｄ　特大品重量貨物を輸送できる貨物機の借上げが可能であること。

(3)　船舶・航空輸送関連

ア　日米間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦と米国間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　米国におけるＤＳＰライセンスを取得できること。

(ｴ)　危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。

(ｵ)　危険物の航空輸送が可能であること。

イ　日豪間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦と豪州間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。

(ｴ)　危険物の航空輸送が可能であること。

ウ　日フィリピン間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦とフィリピン間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。

(ｴ)　危険物の航空輸送が可能であること。

エ　日インドネシア間の装備品等輸送

(ｱ)　輸送に必要な登録・許可を受けていること。

(ｲ)　本邦とインドネシア間の複合一貫輸送が可能であること。

(ｳ)　危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。

(ｴ)　危険物の航空輸送が可能であること。

(4)　ホーク器材梱包関連

ア　木枠（部材）作成のためのスペースを確保できること。

イ　特大品の木枠梱包を実施できること。

ウ　木枠（部材）組立ての作業隊力を確保できること。

※　用語

ＤＡＰＥ　　派遣海賊対処行動航空隊

ＤＧＰＥ　　派遣海賊対処行動支援隊

上記の条件は参考であり、その他必要な条件等がある場合がある。

5　技術資料の審査等

(1)　応募者は、担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2)　応募者は、担当者から調査のため協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6　審査結果の通知

応募者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7　疑義の申立

(1)　審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く）に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：中央輸送隊会計科契約班

イ　時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

(2)　分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

(3)　疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は再申立の書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8　応募に当たっての留意事項

応募者は、応募にあたり下記事項について同意した上で応募するものとする。

(1)　提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

(2)　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

(3)　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等の参加を停止することができる。

(4)　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は応募者の負担とする。

(5)　提出資料は、原則として返却しないものとする。

(6)　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

(7)　応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保全情報の取扱いを適切に管理しなければならない。

(8)　入札及び契約心得に記載されている暴力団排除に関する誓約事項に同意できる。

9　公募参加申込に関する手続等

(1)　申込先及び参加表明書提出先

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町２７３　陸上自衛隊横浜駐屯地

中央輸送隊会計科契約班　　電話　０４５－３３５－１１５１（内線：３３８）

担当：加瀬

(2)　申込受付期間

ア　令和６年１月３１日（水）午後５時まで。

イ　直接提出する場合は、休日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。

ウ　令和６年１月３１日（水）午後５時以降においても随時受付ける。ただし、審査に時間を要する場合があり、希望する調達案件に間に合わないことがある。

(3)　提出書類

参加表明書（正本１部副本１部：様式及び提出を求める技術資料については別添のとおり）

参　加　表　明　書

令和６年度器材・人員等の国内輸送役務及び国外輸送役務

標記事業について、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

事業区分
１　船舶輸送関連
(1)　国内における弾薬輸送
(2)　国内における人員、装備品等の一体輸送（その１）
(3)　国内における人員、装備品等の一体輸送（その２）
(4)　米国における訓練に伴う装備品等輸送
２　航空輸送関連
(1)　日豪間の装備品等輸送
(2)　日モンゴル間の装備品等輸送
(3)　日ベトナム間の装備品等輸送
(4)　日タイ間の装備品等輸送
(5)　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う人員輸送
(6)　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う装備品等輸送
(7)　ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う借上貨物機による装備品等輸送
３　船舶・航空輸送関連
(1)　日米間の装備品等輸送
(2)　日豪間の装備品等輸送
(3)　日フィリピン間の装備品等輸送
(4)　日インドネシア間の装備品等輸送
４　ホーク器材梱包関連
ホーク器材梱包

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長　　安　部　孝　之　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所
提出者名（商号）（会社名等）
代表者　（役職名）（氏名）
担当者氏名　電話番号

国内における弾薬輸送
（船舶輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の船舶を借上げた実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社、船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

借上げ予定の船舶及び船会社

4　過去３年以内の危険物の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

国内の危険物の複合一貫輸送要領（船舶の航路、船舶会社、運航スケジュール、港湾荷役業者、陸上輸送業者及び輸送管理組織）

国内における人員、装備品等の一体輸送（その１）
（船舶輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等（船舶の借上げ又は貸切りの船舶を運航するために必要な許可証）の写し

3　年間を通じ確保可能又は保有している人員、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の輸送を実施できる船舶の情報（船舶検査証及び危険物運送船適合証）

4　過去３年以内の船舶を借上げた実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

借上げ予定の船舶及び船会社

5　過去３年以内の船舶を運航した実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾（定期運航航路を除く。）、貨物の概要、使用船舶（船名）及び運航管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

運航予定の船舶及び船会社

6　過去３年以内の人員、武器、車両、危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、危険物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び運航管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

国内の人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送要領（船舶会社、船名、運航スケジュール及び運航管理組織）

国内における人員、装備品等の一体輸送（その２）
（船舶輸送関連）

添付資料

１　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

２　貨物利用運送事業の許可証等（船舶の借上げ又は貸切りの船舶を運航するために必要な許可証）の写し

３　年間を通じ確保可能又は保有している人員、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の輸送を実施できる船舶の情報（船舶検査証及び危険物運送船適合証）

４　過去３年以内の船舶を借上げた実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

借上げ予定の船舶及び船会社

５　過去３年以内の船舶を運航した実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾（定期運航航路を除く。）、貨物の概要、使用船舶（船名）及び運航管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

運航予定の船舶及び船会社

６　過去３年以内の人員、武器、車両、危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、危険物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び運航管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

国内の人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送要領（船舶会社、船名、運航スケジュール及び運航管理組織）

米国における訓練に伴う装備品等輸送
（船舶輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦と米国間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦と米国間の危険物の複合一貫輸送要領（本邦と米国間の使用船舶、船舶会社、運航スケジュール、米国内の通関業者、米国における陸上輸送業者、米国における輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物の船舶輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）、輸送管理組織及びクラス１（危険物）の船舶輸送の実績

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

クラス１（危険物）を含む危険物の受託が可能な船舶会社、荷役可能な港湾、米国港湾における荷役、米国における陸上輸送業者及び輸送管理組織

5　過去３年以内の米国におけるＤＳＰライセンス取得の実績

(1)　実績がある場合

取得時期、貨物の概要及び手続きに必要な期間

(2)　実績が無い場合

米国におけるＤＳＰライセンスの取得手順（米国におけるＤＳＰライセンスの種類、米国の申請先、ＤＳＰ取得担任業者、調整系統、取得に必要な期間及び取得に必要な書類）

日豪間の装備品等輸送
（航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦と豪州間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦と豪州間の複合一貫輸送要領（本邦と豪州間の航空機（旅客及び貨物）の航路、航空会社、運航スケジュール、豪州内の通関業者、豪州における陸上輸送業者、豪州における輸出入の手続き要領（特に検疫に係る対応要領）及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

日モンゴル間の装備品等輸送
（航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦とモンゴル間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とモンゴル間の複合一貫輸送要領（本邦とモンゴル間の航空機の航路、航空会社、運航スケジュール、モンゴル内の通関業者、モンゴルにおける陸上輸送業者、モンゴルにおける輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

日ベトナム間の装備品等輸送
（航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦とベトナム間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とベトナム間の複合一貫輸送要領（本邦とベトナム間の航空機の航路、航空会社、運航スケジュール、ベトナム内の通関業者、ベトナムにおける陸上輸送業者、ベトナムにおける輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

日タイ間の装備品等輸送
（航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦とタイ間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とタイ間の複合一貫輸送要領（本邦とタイ間の航空機の航路、航空会社、運航スケジュール、タイ内の通関業者、タイにおける陸上輸送業者、タイにおける輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う人員輸送
（航空輸送関連）

添付資料

１　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

２　旅行業の許可証等の写し

３　過去３年以内の１３０名以上の人員が同時に搭乗できる国際線定期旅客機及び国際借上旅客機を確保・輸送した実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、人員数、使用航空会社及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とジブチ共和国間の人員輸送要領（本邦とジブチ共和国間の航空機の航路、航空会社、運航スケジュール及び輸送管理組織）

ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う装備品等輸送
（航空輸送関連）

添付資料

１　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

２　貨物利用運送事業の許可証等の写し

３　過去３年以内の本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送要領（本邦とジブチ共和国間の航空機の航路、航空会社、運航スケジュール、ジブチ共和国内の通関業者、ジブチ共和国内における陸上輸送業者、ジブチ共和国における輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

４　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

ＤＡＰＥ及びＤＧＰＥ派遣・交代に伴う
借上貨物機による装備品等輸送
（航空輸送関連）

添付資料

１　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

２　貨物利用運送事業の許可証等の写し

３　過去３年以内の本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送要領（本邦とジブチ共和国間の航空機の航路、航空会社、運航スケジュール、ジブチ共和国内の通関業者、ジブチ共和国内における陸上輸送業者、ジブチ共和国における輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

４　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

５　過去３年以内の特大品重量貨物を輸送できる貨物機を借上げた実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

日米間の装備品等輸送
（船舶・航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦と米国間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機（会社、船名及び航空機の種類）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦と米国間の複合一貫輸送要領（本邦と米国間の使用船舶及び航空機の航路、船舶及び航空会社、運航スケジュール、米国内の通関業者、米国における陸上輸送業者、米国における輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

5　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

6　過去３年以内の米国におけるＤＳＰライセンス取得の実績

(1)　実績がある場合

取得時期、貨物の概要及び手続きに必要な期間

(2)　実績が無い場合

米国におけるＤＳＰライセンスの取得手順（米国におけるＤＳＰライセンスの種類、米国の申請先、ＤＳＰ取得担任業者、調整系統、取得に必要な期間及び取得に必要な書類）

日豪間の装備品等輸送
（船舶・航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦と豪州間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機（会社、船名及び航空機の種類）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦と豪州間の複合一貫輸送要領（本邦と豪州間の使用船舶及び航空機の航路、船舶及び航空会社、運航スケジュール、豪州内の通関業者、豪州における陸上輸送業者、豪州における輸出入の手続き要領（特に検疫に係る対応要領）及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物、特大品重量貨物の船舶輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

5　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

日フィリピン間の装備品等輸送
（船舶・航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦とフィリピン間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機（会社、船名及び航空機の種類）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とフィリピン間の複合一貫輸送要領（本邦とフィリピン間の使用船舶及び航空機の航路、船舶及び航空会社、船舶及び航空定期便の運航スケジュール、フィリピン内の通関業者、フィリピンにおける陸上輸送業者、フィリピンにおける輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物、特大品重量貨物の船舶輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

5　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

日インドネシア間の装備品等輸送
（船舶・航空輸送関連）

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　貨物利用運送事業の許可証等の写し

3　過去３年以内の本邦とインドネシア間の複合一貫輸送の実績

(1)　実績がある場合

ア　輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機（会社、船名及び航空機の種類）及び輸送管理組織

イ　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

(2)　実績が無い場合

本邦とインドネシア間の複合一貫輸送要領（本邦とインドネシア間の使用船舶及び航空機の航路、船舶及び航空会社、船舶及び航空定期便の運航スケジュール、インドネシア内の通関業者、インドネシアにおける陸上輸送業者、インドネシアにおける輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

4　過去３年以内の危険物、特大品重量貨物の船舶輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

5　過去３年以内の危険物の航空輸送の実績

(1)　輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織

(2)　輸送遅延等の発生した場合

遅延等の概要、原因及び処置対策

ホーク器材梱包

添付資料

1　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し

2　木枠（部材）作製に使用できる作業場所の概要
施設の場所及び施設の規模（寸法）

3　過去３年以内の特大品の木枠梱包の実績
実施時期、実施場所、梱包要領、梱包のための設計図及び貨物の概要

4　木枠（部材）作製及び組立て作業のため、約１ヶ月間に従事できる平均作業員数